

# 草津市地球温暖化対策実行計画

## -第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト- の策定について

### 1. 策定の主旨・背景

本市では、国内における地球温暖化対策の枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、温室効果ガス排出削減および吸収促進に向けた取組や気候変動の影響に備える各主体（市民、事業者、団体、市）が一丸となって脱炭素社会への転換を図るための行動指針として、地域の特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画である。

本市では、これまで、当計画を「草津市地球冷やしたいプロジェクト」として、平成21年度から4年ごとに策定（改定）を行っている。現計画の計画期間は令和3年度から令和6年度であるが、この間、国による『地域脱炭素ロードマップ』の制定、根拠法の改正（「市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること」とされる等）、市と市議会による『草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言』など、2050年カーボンニュートラルという国をあげての目標達成に向けて、本市をとりまく地球温暖化対策に関する情勢は大きく変化している。

このような情勢を踏まえたうえで、今般、2050年カーボンニュートラル実現に向けた中間目標年度である2030年度までの具体的な行動目標や施策、行程表を示した中期計画を策定する。

### 2. 計画期間

令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間

※2050年カーボンニュートラルに向けて、国の地球温暖化対策計画等の中間目標年度が2030年度であり、また、県の計画の目標年度も2030年度であることから、本市においてもこれまでの計画期間に捉われず、目標年度を令和12（2030）年度とする。

### 3. 策定にあたっての視点

#### （1） 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

同法に基づく地方公共団体地球温暖化対策実行計画としては、区域施策編の他に、市の事務事業や公共施設を対象とした事務事業編が存在する。

#### （2） 上位計画・他部局の関連計画との整合

（国）地域脱炭素ロードマップ〈内閣府 国・地方脱炭素実現会議〉  
地球温暖化対策計画〈環境省〉

- (県) 滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画
- (市) 第6次草津市総合計画  
第3次草津市環境基本計画  
草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 等

※上位計画である国の地域脱炭素ロードマップにおいて「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献」するものであり、「みどりの食料システム戦略」「国土交通省グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」等の政策プログラムと連携して実施するとされていることから、他部局のあらゆる関連計画等との整合性を図っていく。

### (3) 特徴・着目点等

- ・次期計画は、改正温対法を踏まえ、国の策定マニュアルに記載されている要件を満たした計画とし、2050年カーボンニュートラル実現に必要な国の支援（交付金等）の取り込みも可能となるよう策定する。
- ・現行の「草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」については、令和12（2030）年度までの計画期間であり、現計画（区域施策編）とは別に策定しているが、国のマニュアルでは『両計画を一本化することも可能であり、両計画の一体的な推進という観点からはむしろ推奨される』とされていることから、新計画（区域施策編）では一本化することについても議論する。これは、滋賀県の「CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画』との整合を図るものである。

## 4. 策定に向けた体制

学識経験者、行政、産業を代表する者、市民を代表するもの（公募市民を含む）、地域より構成された「草津市環境審議会」にて審議いただく。

なお、次期計画の骨子については、草津市環境審議会規則に基づき専門部会が設置され、会長が各分野から指名した委員での審議を想定。

## 5. 市民参加の手法

計画策定にあたっては、市民ニーズや課題の把握のために、公募委員を含めた草津市環境審議会では計画案を検討のうえ、草津市地球冷やしたい推進協議会からの意見聴取を行い、パブリックコメントを実施する。

## 6. スケジュール

【令和5年度】

令和6年 2月

諮問、環境審議会  
専門部会

【令和6年度】

5月～

専門部会（3回程度）

7月～

環境審議会

令和7年 1月

答申

2月

パブリックコメント

3月

計画策定・公表

※詳細は別紙スケジュール（資料2）参照